



旭川支部
戸田 悠子

クレセント・アカデミーに参加して

昨秋から今夏にかけて、「TKC・中央大学クレセント・アカデミー第13期税理士のための租税法務講座」に参加させていただきました。

最初に増田英敏先生の特別講義において、税法の専門家たる税理士として法的三段論法により事案を整理することの重要性、すなわち「リーガルマインド」を叩き込まれました。次に、中央大学法科大学院の教授を中心に学者の先生方から、憲法、民法、刑法、民事訴訟法などの基礎をご講義いただき、税理士の実務とクロスする部分を意識しながら幅広く法律を学びます。そして実務家であるTKCの会員の先生方から実務に直結するご講義をいただき、最後は税理士としてもご活躍の弁護士山本洋一郎先生から、税務訴訟に関する経験を踏まえて、税務調査時の心構えや戦略の立て方など実践的な内容の迫力あるご講義をいただきました。「税理士は法律家でなければならない」ということを徹底的に教え込まれ、「リーガルマインド」にどっぷりと浸かった10ヶ月間だったと感じています。

また、「勉強しておいで」と背中を押してくれた所長が普段から、「条文読んだ?」「課税要件は?」「判例ではどうなってる?」と問い合わせることの意味とその重要性を、私なりに噛みしめた10ヶ月間でもありました。この経験を活かして、実務で出会う仕訳一本、問い合わせ一件ごとに、その法的思考を実践していくかねばと自分に言い聞かせているところです。

ところで、クレセントに参加するに当たっては、旭川と東京の往復を9回（正確には27年度は6回）も繰り返し、講義の都度テキストを購入しました。研修費、図書費の支出が随分と多かったので、今年こそ給与所得者の特定支出控除が使えないかしら…証明書は研修内容の欄の説得力次第でクリアできるはず…と考えて領収書の束をざっと計算してみましたが、給与所得控除額の半分には遙か遠く及びませんでした。まだまだ自己投資が足りないのか、それとも巷で言われているように「改正後も使いにくい」のか、自分自身のこととなると悩ましいものです。 ●